

事務監査請求監査結果報告書

四万十市監査委員

目 次

第1 事務監査請求の内容	1
1 四万十市事務監査請求代表者	1
2 請求の要旨	1
3 請求の受理	2
4 請求に至る経過	2
第2 監査の実施	3
1 監査の対象部局	3
2 監査の期間	3
3 監査の方法	3
(1) 関係人の調査	3
ア 関係人	3
イ 関係人調査	3
ウ 請求の要旨に係る確認事項	3
エ 確認事項に対する回答書の受領	4
(ア) 受領日	4
(イ) 回答の内容	4
(2) 監査対象部局の調査	11
ア 監査対象部局に対する事情聴取の出席要求並びに弁明書、関係書類及び資料の提出要求	11
イ 監査対象部局からの弁明書、関係書類及び資料の受領	11
(ア) 受領日	11
(イ) 弁明の内容	11
ウ 監査対象部局への事情聴取	16
第3 監査の結果	16
1 事実関係の確認	16
(1) 下田中学校再編の経過について	16
(2) 大学誘致の経過について	22
(3) 手引・計画・関係法令等の規定	24
ア 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年1月27日 文部科学省)	24
イ 「四万十市立小・中学校再編計画(第2次)」(平成31年3月 四万十市教育委員会)	25
ウ 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準(平成15年文部科学省告示第45号)	26
エ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引(令和5年度開設用)令和4年3月	

23日更新」(文部科学省高等教育局大学設置室)	26
オ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)	27
カ 四万十市契約規則(平成17年四万十市規則第43号)	28
キ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年四万十市条例第49号)	28
ク 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	28
ケ 四万十市財務規則(平成17年四万十市規則第34号)	29
コ 四万十市補助金等交付規則(平成17年四万十市規則第35号)	29
サ (仮称)京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金交付要綱(令和4年四万十市告示第26号)	30
シ 四万十市情報公開条例(平成17年四万十市条例第13号)	32
ス 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)	32
セ 四万十市教育長事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)	32
2 判断	33
(1) 「文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認せず、大学誘致事業を実施したこと」について	33
(2) 「備品購入費の約2億円は法人が負担すると報告しながら、備品購入費を含む下田中学校改修工事契約」を締結したことについて	35
(3) 「政策判断に係る重要な報告についてその行政情報が「不存在」であること」について	35
(4) 「市長特認で概算払いした」ことについて	37
(5) 「精算処理が完了していない」ことについて	37
(6) 「概算払いの理由が明確でないこと」について	39
(7) 「新学部の認可申請には、校地・校舎の無償使用貸借契約書(令和4年4月1日付)が必要となり、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した」ことについて	39
(8) 「大学新学部認可の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止行為を行ったものであり、教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていない」ことについて	42
3 総括	44

四万十市事務監査請求に係る監査の結果

第1 事務監査請求の内容

1 四万十市事務監査請求代表者

住所	四万十市下田1525番地	氏名	岩瀬 幸吉
住所	四万十市中村東町1丁目2番18号	氏名	永野 和久
住所	四万十市名鹿303番地9	氏名	渡辺 晶弘
住所	四万十市実崎1196番地1	氏名	田中 全
住所	四万十市実崎1196番地1	氏名	田中 登紀子
住所	四万十市井沢1031番地4	氏名	小椋 茂昭
住所	四万十市入田3588番地	氏名	上田 明德
住所	四万十市下田1422番地	氏名	宮崎 啓介
住所	四万十市具同6675番地	氏名	下八川 光代
住所	四万十市具同5822番地	氏名	橋田 詔子
住所	四万十市有岡557番地2	氏名	山下 眞弓
住所	四万十市竹島896番地1	氏名	宮村 由美
住所	四万十市西土佐江川崎925番地	氏名	川村 喜美
住所	四万十市敷地693番地1	氏名	山崎 澄子
住所	四万十市山路455番地	氏名	谷 恵子
住所	四万十市楠島1168番地3	氏名	山本 い久
住所	四万十市具同7510番地51	氏名	川淵 誠司
住所	四万十市具同田黒1丁目10番8号	氏名	上岡 橋平
住所	四万十市具同田黒1丁目10番8号	氏名	上岡 直美
住所	四万十市平野2926番地	氏名	山本 ゆかり
住所	四万十市古津賀3434番地	氏名	上岡 春香
住所	四万十市下田4310番地	氏名	川田 生瀬香
住所	四万十市具同8588番地209	氏名	川村 梢
住所	四万十市中村東町2丁目2番17号	氏名	河淵 真紀
住所	四万十市具同7729番地	氏名	高橋 経子
住所	四万十市岩田178番地21	氏名	山戸 満
住所	四万十市名鹿303番地9	氏名	渡辺 眞喜子

2 請求の要旨（請求書記載の原文のまま）

四万十市(市)の看護大学誘致計画は、旧中医学研究所と学校再編計画に合意のなかった下田中学校を利用して、学校法人京都有英館(法人)が、令和5年4月に開学する(仮称)京都看護大学四万十看護学部(新学部)の設置に要する費用を予算の範囲(10億円)において補助する計画であった。しかし、文部科学省(文科省)から令和4年8月23日に申

請書類に対し意見が附され、同年10月17日に設置許可基準に規定する「学生確保の見通しについて合理的な説明がされていない」との理由から認可不可の見込み通知を受けている。

本件に係る公開された行政情報、議会記録及び文科省の情報等により、以下のことが明らかになった。

学生確保の見通しは、法人が実施した入学希望調査結果報告書(R 3. 8月)を基に、法人から受験希望者252名を以って認可可能とした想定判断を議会報告し、文科省が審査対象としている「入学の意思が確認出来る」入学希望者34名は報告をしていない。すなわち、文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認せず、大学誘致事業を実施したこと。

令和4年6月議会で、国の補助金を追加した事業計画の総額のうち、備品購入費の約2億円は法人が負担すると報告しながら、備品購入費を含む下田中学校改修工事契約(契約額5.5億円)について、開学までの工期不足を理由に同年9月5日先議をかけた。ところが、先議に先立つ8月24日、市長は市長室で法人から「文科省から意見が附された」旨の報告を受けている。しかし、この政策判断に係る重要な報告についてその行政情報が「不存在」であること。

法人への補助金3.2億円は、「文科省の認可」を交付条件として、市長特認で概算払いしたが、精算処理が完了していない。公金の支払原則は後払いであるが、概算払いの理由が明確でないこと。

新学部の認可申請には、校地・校舎の無償使用貸借契約書(令和4年4月1日付)が必要となり、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した。これは、大学新学部認可の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止行為を行ったものであり、教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていないこと。

これら一連の事務の執行は、地方公共団体として適正な事務の執行ではなく、事務監査を請求します。

3 請求の受理

本事務監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第75条第1項の規定及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第99条において準用する同令第96条第1項に規定する署名数が法定数に達しており、かつ、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第10条に規定する様式を備えていると認めたので、令和7年3月3日にこれを受理し、同日、同法施行令第99条において準用する同令第98条第1項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を告示し、かつ、公表した。

4 請求に至る経過

令和7年1月9日 四万十市事務監査請求代表者証明書交付申請書の受理

令和7年1月14日 四万十市事務監査請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示

令和7年2月13日 四万十市事務監査請求者署名簿の受理（選挙管理委員会）
令和7年2月13日 四万十市事務監査請求者署名簿の審査開始（選挙管理委員会）
令和7年2月19日 四万十市事務監査請求者署名簿の審査終了（選挙管理委員会）

署名簿冊数 66冊

署名総数 1,615人

有効署名数 1,593人

無効署名数 22人

選挙人名簿登録者数 27,237人

（令和6年12月2日現在）

有権者総数の50分の1 545人

令和7年2月20日 四万十市事務監査請求者署名簿の縦覧（選挙管理委員会）
～ 同年2月26日

令和7年2月27日 四万十市事務監査請求者署名簿の返付（選挙管理委員会）

令和7年3月3日 四万十市事務監査請求書の提出

令和7年3月3日 四万十市事務監査請求書の受理

令和7年3月3日 四万十市事務監査請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨の告示・公表

第2 監査の実施

1 監査の対象部局

企画広報課及び学校教育課

2 監査の期間

令和7年3月3日から令和7年7月17日まで

3 監査の方法

(1) 関係人の調査

請求の要旨について、地方自治法第199条第8項の規定により、関係人に対し、書面調査を行った。

ア 関係人

四万十市事務監査請求代表者

イ 関係人調査

令和7年4月4日

ウ 請求の要旨に係る確認事項

エ(イ)の「確認1」から「確認12」まで

エ 確認事項に対する回答書の受領

(ア) 受領日 令和7年4月30日

(イ) 回答の内容（原則回答書記載の原文のまま。ただし、明らかな脱字・誤記は必要な字を補い、修正した。）

四万十市(市)の看護大学誘致計画は、旧中医学研究所と学校再編計画に合意のなかった下田中学校を利用して、学校法人京都育英館(法人)が、令和5年4月に開学する(仮称)京都看護大学四万十看護学部(新学部)の設置に要する費用を予算の範囲(10億円)において補助する計画であった。しかし、文部科学省(文科省)から令和4年8月23日に申請書類に対し意見が附され、同年10月17日に設置許可基準に規定する「学生確保の見通しについて合理的な説明がされていない」との理由から認可不可の見込み通知を受けている。

■ **確認1**

「学校再編計画に合意のなかった」とありますが、ここで言う「合意」の当事者は誰で、どこまでのレベルの合意が必要であったと考えますか。

● **回答**

合意の当事者については、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～平成27年1月27日」には、3章(1)に学校統合の適否に関する合意形成について、「地域とともにある学校づくり」が求められている。このことを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切である」と保護者以外の当事者が示されている。

またレベルについては、令和4年12月12日の議会定例会で、教育長は「平成29年度から説明会等により保護者をはじめ地域の皆さんと意見交換を重ね、学校再編への理解が深まることを努めてきました。その結果令和2年11月に実施したアンケートでは再編賛成が過半数を超えたことから一定の理解が広がったものと捉え」と答弁していることから、教育委員会としては保護者だけでないレベルの過半数以上ととらえていることがうかがい知れる。

事実、学校再編を決定した令和3年の第4回臨時教育委員会会議録でも「地域住民には学校再編決定後に区長等に説明して理解してもらおうという進め方をしており」として、地域住民の理解が合意のレベル判断に不可欠であるとしている。しかし、区長等地域住民が学校再編決定に係る協議に参加した事実はなく、区長が地域住民の意向について取りまとめたという客観的事実がないことを考えると、どこまでのレベルの合意が必要かという以前の事務執行が問われていると考える。

■確認2

「文部科学省(文科省)から令和4年8月23日に申請書類に対し意見が附され」の「意見」とは、具体的にはどのようなものですか。

●回答

学校法人が令和4年6月24日に提出した新学部を設置に係る学則変更認可申請書について、文科省大学設置法人審議会から通知のあった「審査意見」のこと。

■確認3

「認可不可の見込み通知」とはどのような通知ですか。また、どのような点で「認可不可の見込み」であったと考えますか。

●回答

「認可不可の見込み通知」とは、令和4年11月18日総務常任委員会会議録にある「10月17日に文科省から設置基準第1条第1項第1号に規定する『長期的かつ安定的に学生の確保を図ることが出来る見通しがあること』について、『申請資料では、合理的な説明がされているとは判断できない』との理由から不可となる見込みの連絡を受けた。」との発言の根拠となる通知のことであり、また、どのような点についても会議録の根拠の通りと考える。

学生確保の見通しは、法人が実施した入学希望調査結果報告書(R3.8月)を基に、法人から受験希望者252名を以って認可可能とした想定判断を議会報告し、文科省が審査対象としている「入学の意思が確認出来る」入学希望者34名は報告をしていない。すなわち、文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認せず、大学誘致事業を実施したこと。

■確認4

「文科省が審査対象としている「入学の意思が確認出来る」入学希望者」について、文科省の審査対象が「「入学の意思が確認出来る」入学希望者」であるとする根拠は何ですか。

●回答

文部科学省の「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き(令和5年度開設用)令和4年3月23日更新」の一般的な注意事項の中に、学生の確保の見通しについて受検対象者等へのアンケート調査を行う場合は「入学の意思が明確に確認できる設問となっていること」とあり、審査のおもな観点として「長期的かつ安定的に入学定員を上回る入学希望者がいる事の合理的な説明が為されているか。」が示されている。

また、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き(令和5年度開設用)令和4年3月23日更新」の一般的な注意事項及び記入要領の中には「受験希望」の文言の記載はない。

このことより、文科省の審査対象が「『入学の意思が確認できる』入学希望者」が受験希望者をもって「入学の意思が確認できる」とは説明しがたいと考える。

■確認5

「文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認せず」とありますが、この「情報」が大学誘致事業の実施に及ぼす影響をどのように考えますか。また、この「情報」を市が確認していないとする根拠は何ですか。

●回答

学生確保の見通しに係る情報は文科省の許認可審査の対象であることについては、確認3及び4の回答を合わせて参照していただきたい。

文科省の審査対象が「『入学の意思が確認できる』入学希望者」が受験希望者をもって「入学の意思が確認できる」とは説明しがたいことは、文科省のホームページに公開されている「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（令和5年度開設用）令和4年3月23日更新」により誰もが把握できる状況にあったといえる。

言い換えると、学生確保の見通しの確認については、文科省の公開情報や手元にある入学希望調査結果報告書（R3.8.30）の内容から関心をもって情報を精査していればそのリスクを確認できていたことである。

学校法人の、受験希望者数のみの報告により、学生確保の見通しは十分とする判断を鵜呑みにし、議会報告したことは、文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認しなかったことの裏付けであると考えられる。また、「受験希望者をもって入学の意思が確認できない」という、認可不可となる可能性がある知り得る情報が、市が行うべきリスク管理の観点からみても、大学誘致事業の実施に及ぼす影響は重要且つ大きなものとする。

令和4年6月議会で、国の補助金を追加した事業計画の総額のうち、備品購入費の約2億円は法人が負担すると報告しながら、備品購入費を含む下田中学校改修工事契約（契約額5.5億円）について、開学までの工期不足を理由に同年9月5日先議をかけた。ところが、先議に先立つ8月24日、市長は市長室で法人から「文科省から意見が附された」旨の報告を受けている。しかし、この政策判断に係る重要な報告についてその行政情報が「不存在」であること。

■確認6

「備品購入費を含む下田中学校改修工事契約（契約額5.5億円）」とありますが、この「備品購入費」で何が購入されたと考えますか。また、これは法人が負担すべきものであったと考えますか。

●回答

令和6年11月2日の報道により、旧中医学研究所に保管し盗難にあった物品等について

て明らかになった。その結果、プロジェクターなどの資機材50点、630万円相当が情報開示請求（R6. 11. 20）により備品購入費で購入されたことが明らかになったが、物品使用場所、物品を調達した事業名及び物品の直接購入者は明らかにされなかった。また、下田中学校の改修工事（公共工事）の情報開示請求（R6. 12. 13）にも、映像・音響設備としてプロジェクター等の資機材63点、約1,389万円相当が購入されていたことが出来高設計書で明らかになっている。なお、購入物品の詳細については行政文書開示情報を参照されたい。

令和4年2月15日の総務常任委員会で、大学誘致の事業費が10億円を超える見込みとなったことで、大学誘致の事業計画を変更することについて説明があった。その際、企画広報課副参事は「学校法人への補助金の交付は、ニーズ調査、実施設計及び旧中医学研究所の改修工事に係る費用について補助し、備品等の購入に対する補助は行わない」と説明していることから、備品購入は市以外の負担でなければならないゆえ法人が負担すべきものとするのが妥当と考える。

■確認7

「文科省から意見が附された」旨の報告について、この「報告」の行政情報が不存在であることが、どのような理由で適正でないと考えますか。

●回答

公文書等の管理に関する法律には、行政機関の職員は、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならないと規定されている以上、補助金の交付条件に係る重要事項である「文科省から意見が附された旨の報告」については、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにすべき文書に該当すると考えれば、この「報告」の行政情報が不存在であることが適正でないとする。

さらに、令和4年8月24日「文科省から意見が附された」旨の報告を受けた翌日の25日には下田中学校改修工事の工事契約を議会承認なしに締結し、令和4年9月5日の9月議会定例会で「令和5年4月開学に間に合わず工期を確保すること」を理由に工事契約について先議し事後承認を受けている。しかし、令和4年10月には認可が下りず工事中断。工事業者に損害賠償金2,000万円を支払う新たな損失を発生させている。また、このことに加え、学校法人に8月25日、旧中医学研究所の改修工事費全額を概算払いした結果、補助金の交付決定の取り消し、返還命令を発出する仕儀となっている。

補助金交付決定取り消しの理由は、補助金交付条件の「文科省の認可を得る」ことができていることであるが、補助金の返還は納付期限（R6. 10. 31）を過ぎても返還されていないことなど、行政文書の不存在が多くの問題の根を深くしていることを重ね合わ

すと、この「報告」の行政情報が不存在であることは適正でないと考えられる。

法人への補助金 3.2 億円は、「文科省の認可」を交付条件として、市長特認で概算払いしたが、精算処理が完了していない。公金の支払原則は後払いであるが、概算払いの理由が明確でないこと。

■確認 8

「市長特認で概算払いした」の「市長特認」とは、市長のどのような行為と考えますか。

●回答

税金が原資である公金の支払原則は後払いであるが、補助金等は、市長が補助事業等の性質上適当と認めた場合、補助金等の全部又は一部を概算又は前金で交付することが出来る。と四万十市補助金交付規則第16条に規定している。

学校法人から申請のあった補助金交付決定についての稟議書（決裁R4.3.31）には、4、交付決定通知書に「交付条件（文科省等の認可を得る事）」を附して通知することにして一方、「交付条件」は市補助金交付規則第5条に規定するもので、「市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。」とあることより、交付条件を満たさないまま、必要な条件を附し市長が補助金等の概算払いを行ったことを「市長特認」と表記したものである。

なお、この補助金交付に際し市長が認めたことは以下の2点である

- ① 補助金を概算払いすること。
- ② 補助金の交付の目的を達成するために必要と認めた文科省の認可を得ること

である。

補助金の概算払いの理由は黒塗りで不明だが、検証結果報告書からは、学校法人の資金繰りの為に概算払いしたことが推測できる。しかし、②の「交付の目的を達成するために必要と認めた交付条件」である文科省の認可を得ることの確認を市はしていなかった。

このことを考えると、この補助金交付は、市長が特に認め許可し、特別な措置として取り扱ったと考えられることより、市長が認めたことを満たさないまま市長が補助金等の概算払いを行ったことを、「市長特認」と表記したものである。

■確認 9

「精算処理が完了していない」とありますが、このことが適正ではないとする理由は何ですか。

●回答

税金が原資である公金の支払原則は後払いであるが、補助金等は、市長が補助事業等

の性質上適当と認めた場合、補助金等の全部又は一部を概算又は前金で交付することが出来る。と四万十市補助金交付規則第16条に規定している。

学校法人が提出した補助事業の実績報告書（R5.2.28）では、補助事業の完了年月日は（R4.11.30）となっている。このことについて市は、「交付条件は満たしていないが、交付条件は事業完了後の補助額の確定を行う際の条件であり事務の手続きは適切。」としている。一方で、学校法人の補助金交付の取り消しに当たっては、「補助額の確定及び概算払いの精算は、補助金全額の交付決定を取り消すことにより、精算処理も必要なくなる。」としている。

つまり、実績報告による、補助額の確定や精算は令和4年度内に処理することが出来ず不適切な事務処理となった。その結果概算払いした補助金は、1年をまたいだ令和6年度に補助金の交付決定の取り消し及び返還命令を発出することになるが返還されていない。

■確認10

「概算払いの理由が明確でない」とありますが、明確でないとする理由は何ですか。

●回答

「（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金の交付決定についての稟議書（3四企第638号R4.3.31）」には、補助金の概算払いの理由は黒塗りで明らかにされていない以上、「概算払いの理由が明確でない」と言わざるを得ない。

新学部の認可申請には、校地・校舎の無償使用貸借契約書(令和4年4月1日付)が必要となり、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した。これは、大学新学部認可の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止行為を行ったものであり、教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていないこと。

■確認11

「新学部の認可申請には、校地・校舎の無償使用貸借契約書（令和4年4月1日付）が必要となり、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した」とあります。この「決定」が大学誘致事業のためのものであったとする根拠を教えてください。

●回答

市が公共工事で施設整備を行った後に使用貸借契約をすることでは、文科省の申請に支障があったのかは不明であるが、そもそも、市の所有する校地・校舎を、学校法人に20年間無償使用貸借する契約をした後、市が約5.5億円をかけ公共工事で施設整備する必要はない。公共工事で施設整備した後に無償使用貸借したとしても問題にはならない。と考えると、「新学部認可申請に、令和4年4月1日付けの校地・校舎の無償使用

貸借契約書が必要となったので、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した」とするのが妥当であると考えられる。

そのうえで、学校法人との協議録（R2.6.16）の中に「R4に改修、建築を全て完成させR5.4の開学を目指しスタートする。」との学校法人理事長の発言に、市長が「R5.4の開学が望ましい」と応じていることや、令和3年3月26日に市長と学校法人が「令和5年4月に新学部を設置するものとする。」とした基本協定を締結している事実を重ね合わせると、この「決定」が大学誘致事業のための根拠であったというに難くない。

■確認12

「教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていない」とありますが、「善良な管理者」として、どのように行動し、判断すべきであったと考えますか。

●回答

教育長及び教育委員会事務局職員が、下田中学校を大学誘致に使用する構想を確認した会合に参加していたことが「大学誘致に係る経過（概要）」により判明。その中には次のようなことが記されている。

- ・ R1.9.30 教育委員会との意見交換
- ・ R1.10.15 大学側の意向を教育委員会に伝える
- ・ R2.1.15 大学側が有岡での大学開設の意向がない考えを踏まえ今後の方向について協議。教育委員会のアンケート結果を待たずに地元下田地区に構想案を説明する方向で議会にも事前に伝えたいうえで進めることを確認。
- ・ R2.2.5 大学誘致構想を教育委員に説明。
- ・ R2.3.17 下田小保護者に対し大学誘致構想の説明（教育委員会は保護者アンケートの説明）。

四万十市立小・中学校再編計画（第2次）（H31.3.25決定）に関わって、教育委員会では、学校再編に合意のない下田中学校については「令和4年4月の実施時期を超えても話し合いや情報提供を継続し、学校再編の必要性に対する理解を深める。」としていたが、R2.3.17、下田小学校保護者に対して市長部局の大学誘致構想説明に教育長等が学校再編の関係で同行し、教育委員会事務局より保護者アンケートの説明が行われる。

その後、教育委員会事務局は、令和5年4月開学を目指した大学誘致を前提に、保護者との学校再編協議を進めていっている。

教育委員会制度では、教育委員会は首長から独立した教育行政を担当する機関であるとしている。そのことから、教育委員会教育長が、大学誘致か学校再編かの二律背反する命題を平行して進め、教育委員会が管理する下田中学校の用途廃止行為を行ったことは、善良な管理者としての注意義務を果たしていないと言える。

また、令和3年第4回臨時教育委員会（R3.7.26）で、「市長と話す機会があり、もし市長案に余り教育委員の賛意が得られないようなら、再編計画どおり令和4年4月に

再編する選択肢はないか確認したところ、他の案はない、市長案を実施すると明言していたので教育委員会としても、これで動くほかないと考えている。結論として令和4年4月の再編が望ましいが、最長で2年間は下田中学校は残すことで保護者やPTA役員等集まっていたら、これが決定事項だと説明を先ず行い、理解していただいたうえで区長等にも説明し理解してもらおう。ということで早く結論を出さないと保護者間の関係も悪くなるし雰囲気も異様になってこようかと思えます」と教育長が発言しているが、教育委員会の場で「市長案を実施すると明言していたので教育委員会としても、これで動くほかないと考えている。」と発言したことや「これが決定事項だと説明を先ず行い、理解していただいたうえで区長等にも説明し理解してもらおう。」との方向性を教育委員に示したことは、首長からの独立性と住民による意思決定（レイマンコントロール）を損なう行為であり、慎むべきであり、教育委員会事務局主導ではなく、教育委員全員が地域に出向き、協議する場を設ける等の施策をしたうえで再編協議を行うべきではなかったかと考える。

※請求代表者から提出された回答書中、以下については記載を省略している。

（関連事実及び補足事項）

（関連事実及び補足事項に付随して考えられること）

（別紙1）「四万十市事務監査請求のネット等で公開されている情報」一覧

（別紙2）「四万十市事務監査請求の行政文書開示資料等」一覧

（別紙3）「報道資料」一覧

(2) 監査対象部局の調査

地方自治法第199条第8項の規定により、監査対象部局から関係書類、資料及び弁明書の提出を求め、かつ、監査対象部局の関係職員に対して事情聴取を行った。

ア 監査対象部局に対する事情聴取の出席要求並びに弁明書、関係書類及び資料の提出要求

令和7年5月1日

イ 監査対象部局からの弁明書、関係書類及び資料の受領

(7) 受領日 令和7年5月20日、5月21日、6月6日

(イ) 弁明の内容（弁明書記載の原文のまま。ただし、明らかな誤記は修正した。）

令和7年3月3日付けで提出された四万十市事務監査請求について、次のとおり弁明いたします。

四万十市(市)の看護大学誘致計画は、旧中医学研究所と学校再編計画に合意のなかった下田中学校を利用して、学校法人京都育英館(法人)が、令和5年4月に開学する(仮称)京都看護大学四万十看護学部(新学部)の設置に要する費用を予算の範囲(10億円)において補助する計画であった。しかし、文部科学省(文科省)から令和4年8月23日に申請書類に対し意見が附され、同年10月17日に設置許可基準に規定する「学生確保の見通しについて合理的な説明がされていない」との理由から認可不可の見込み通知を受けている。

○上記に対する弁明

下田中学校の再編計画については、令和3年9月15日の教育委員会から保護者・地区等へ送付した下田中学校再編の方針決定の通知の内容からも分かるように、長い経過の中、保護者説明会、また地区の住民にも意見交換会への参加要請をした中で協議を重ね、最終的にPTAより再編の判断を市長へ委ねられ、市長の最終判断で決定したものである。

学校法人とは令和3年3月26日に(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置・運営に係る基本協定書(以下「基本協定」という。)を締結しているが、その第2条において、乙(学校法人)は、四万十市下田地区に令和5年4月に新学部を設置するものと明記されており、その新学部設置のために文科省の認可等を得ることは必須であるため、その認可を得るための手続き等については、新学部の設置者である学校法人において責任をもって行うべきものである。

その認可を得るための手続きである文科省への学則変更認可申請については、近年の他校の事例も参考に作成したと聞いており、学校法人は当然許認可は得られるものという認識であったが、実際に提出した申請書の内容は、文科省が定める認可基準を満たすための「学生の確保の見通し」について、客観的で合理的な説明はできていなかった。

学生確保の見通しは、法人が実施した入学希望調査結果報告書(R3.8月)を基に、法人から受験希望者252名を以って認可可能とした想定判断を議会報告し、文科省が審査対象としている「入学の意思が確認出来る」入学希望者34名は報告をしていない。すなわち、文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認せず、大学誘致事業を実施したこと。

○上記に対する弁明

大学誘致を断念するまでに、市が議会及び総務常任委員会において報告した内容について、「定員の3倍以上の受験希望者がいる」という発言はしているが、具体的な受験希望者252名という数値についての発言はない。

この「定員の3倍以上の受験希望者がいる」という発言は、令和3年8月の総務常任委員会、同年9月及び12月の市議会定例会で述べられているが、この発言内容の根拠となる進学受容性調査(以下「ニーズ調査」という。)は、統計資料として使用し、他の

目的のために使用することはしないことを前提に高校生に行った調査であり、市はその詳しい調査結果内容は見ておらず、学校法人よりその内容を口頭で伝え聞いただけで、市がその根拠となるニーズ調査（令和3年8月30日作成）の内容を確認したのは、令和4年3月25日の学校法人から補助金交付申請書の添付資料として提出を受けた時である。つまり市は令和4年3月まで具体的なニーズ調査の数値等を把握できていなかった。

上記で述べたが、学校法人とは令和3年3月26日に基本協定を締結しているが、その第2条において、乙（学校法人）は、四万十市下田地区に令和5年4月に新学部を設置するものと明記されており、その新学部設置のために文科省の認可等を得ることは必須であるため、その認可を得るための手続き等については、新学部の設置者である学校法人において責任をもって行うべきものである。

その認識のなか、市と法人は連携のもと役割を分担しながら事業を推進してきており、市は学校法人から学則変更認可についての文科大臣の認可を受けることは困難ではない旨の説明を繰り返すうけ、市もその認識のもと事業を進めてきたものである。

令和4年6月議会で、国の補助金を追加した事業計画の総額のうち、備品購入費の約2億円は法人が負担すると報告しながら、備品購入費を含む下田中学校改修工事契約（契約額5.5億円）について、開学までの工期不足を理由に同年9月5日先議をかけた。ところが、先議に先立つ8月24日、市長は市長室で法人から「文科省から意見が附された」旨の報告を受けている。しかし、この政策判断に係る重要な報告についてその行政情報が「不存在」であること。

○上記に対する弁明

旧下田中学校の改修工事の実施設計には、他の建設工事等と同様、実施設計の中に、工事と一体的に整備する工事に付随する資機材も含まれている。それらの資機材の中には、物によっては単独で購入した場合に備品として取り扱えるものもあるが、工事と一体的に整備した資機材については他の工事の事例を見ても、通常備品という取扱いはしていない。

また令和4年8月24日の市長室で受けた学校法人からの報告は、学校法人が文科省から学則変更認可申請の申請内容の補正を求められ、その内容は簡易なものであるということ口頭で伝えられたものであり、会議や協議等では無いため、議事録等は作成していない。

法人への補助金3.2億円は、「文科省の認可」を交付条件として、市長特認で概算払いしたが、精算処理が完了していない。公金の支払原則は後払いであるが、概算払いの理由が明確でないこと。

○上記に対する弁明

地方自治法施行令第162条第3号及び四万十市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第16条の規定に基づき、補助金の全部を概算払いしている。交付規則では「市長が補助事業等の性質上適当と認めるとき」は概算払いができるものとしており、補助金交付決定の稟議書において、市長の決裁を得て交付しているものである。

この概算払いで補助金を交付した時点において、（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金交付要綱第5条及び補助金交付決定通知書に附した補助金の交付条件である文化大臣の許認可等は受けていないが、この交付条件は、補助金等交付規則第15条に基づく補助額の確定を行う際の条件であるため、交付条件を満たす前に概算払いを行ったことは適切な事務処理である。

概算払いは通常、交付規則第15条により補助金額の確定を行った後、四万十市財務規則（以下「財務規則」という。）第51条の規定にもとづき精算を行い、過払い金等の精算残金がある場合は、地方自治法施行令第159条及び財務規則第38条により、返還（戻入処理）が必要となる。

今回の補助金の取扱いについては、補助関係の全過程を通じて総合的な判断の上にならうて行うものであり、交付条件を満たしていないことだけを理由に交付決定の取消しを行うべきではないとの弁護士の指示のもと、概算払いの精算についての例外的な他事例も参考にして、補助額の確定後に精算をすることとし、年度内の精算を行っていない。

当該補助金は、令和6年4月22日に交付決定額の全部を取り消したため、規則第15条に規定する「補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めときは、交付すべき補助金等の額を確定」に則った額の確定を行うことはできず、よって財務規則第51条に規定する「概算払いの額が確定したときに確定した日から10日以内に概算払いを受けた者に精算させること」ができない。

新学部の認可申請には、校地・校舎の無償使用貸借契約書(令和4年4月1日付)が必要となり、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した。これは、大学新学部認可の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止行為を行ったものであり、教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていないこと。

○上記に対する弁明

教育委員会では平成31年3月に策定した四万十市立小・中学校再編計画（第2次）に基づき、令和4年4月に市内中学校を3校にする計画で再編を進めて来た。

学校を再編する校区においては、どの地域においても保護者の合意を前提に地域に理解をいただくことを重視し、将来の児童生徒数の推移の分析結果や、子供たちにとっての望ましい教育環境などを踏まえた学校規模のあり方を教育委員会として保護者や地域に状況を説明したうえで、その意向を把握するためのアンケート調査を実施した。その後、

アンケート結果もお示ししながら説明会を開催したうえで、保護者の意向の取りまとめをお願いし、その意向結果を地域の区長会へ説明するなど段階を踏みながら取り組みを進めてきた。

このように、保護者や地域の理解の広がり等を把握したうえで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項による権限に基づいて教育委員会が再編を判断してきたものである。そのため、たとえ保護者アンケートで再編賛成が多数となったとしても、これを根拠に直ちに再編を決定することはせず、一度その結果を保護者にお知らせし、意見の分布や構造を説明したうえで、保護者の皆さんが組織としてどう捉えたかを聞き取り、これをのちに教育委員会が判断をする際の材料としてきた。

この下田の経過の中では、令和2年11月に行った下田地区での3回目の保護者アンケート調査において再編に賛成55%、反対45%となり、保護者の中でも再編に関して一定理解が進んできたと捉え、保護者会に意見の取りまとめをお願いした（再編の判断までは求めている）が、保護者会は協議の結果、意見の取りまとめができないとして、市長に判断を委ねた。

判断を委ねられた市長が令和3年6月30日に下田中学校の再編について、「子どもたちの教育環境を見たときには、令和4年4月の学校再編が適当であると考えます。ただし、現下田中学校1・2年生の保護者と本人が望むなら、全学年一斉の再編を強行するものではない。その際には、決して望ましい教育環境とは言えないが、今の中学1年生が卒業するまでの間だけ（令和5年度末まで）下田中学校を存続し、その際には下田中学校を下田小学校におろす（移動する）。」とした。

この市長の最終判断は、それまでの教育委員会として令和4年4月に再編するという判断に、在校生に対する経過措置を加える特例措置であったため、7月26日の臨時教育委員会において、改めて教育委員会としての判断を確認したものである。

この日の教育委員会では、基本的には令和4年4月の再編を目指すものとし、現下田中学校1・2年生が下田中学校での卒業を望むなど、どうしてもやむを得ない場合は、当該者が卒業するまでの間、決していい環境とは言えないが、下田小学校に中学校を移設したうえで存続する。しかし、小規模化の進展が見込まれる令和6年度以降の存続は行わないということを決めた。

このことから、指摘事項にある「令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定したことが、大学誘致事業のためのものであった」という指摘は当たらない。

また、大学誘致を進める企画広報課においても、令和2年1月に初めて大学誘致の構想に関する話を下田地区の区長にさせてもらった時から、それまで学校再編計画（第2次）に基づいて地区や保護者と協議を重ねてきた「学校再編」とは別々のものであることを伝えている。

この大学誘致に関連して、「大学新学部認可の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止行為を行ったものであり、教育長は善良な管理

者としての注意義務を果たしていない。」との指摘事項があるが、教育委員会は最初から一貫して、子どもたちの教育環境のあり方を踏まえた「学校再編」と、結果的に同時進行となってしまった「大学誘致政策」とは、切り離して考えるべきものとの考えで取り組んで来た。令和3年7月の時点では、大学誘致は市長部局において大学誘致推進室を構え、着実に事業が進められている状況であり、学校再編を進める教育委員会が大学新学部認可の見込み確認を行う必要性はないと考えることから、「大学新学部の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止を行ったものであり、教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていないこと。」という意見には当たらない。

また、『「教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていない」ことについて、令和3年7月の臨時教育委員会の場で「市長案を実施すると明言していたので教育委員会としても、これで動くほかないと考えている。」と発言したことや「これが決定事項だと説明を先ず行い、理解していただいたうえで区長等にも説明し理解してもらおう。」との方向性を教育委員に示したことや、首長からの独立性と住民による意思決定（レイマンコントロール）を損なう行為であり、慎むべきであり、事務局主導ではなく、教育委員全員が地域に出向き、協議する場を設ける等の施策をしたうえで再度協議を行うべきではなかったか。』については、令和3年7月26日の臨時教育委員会での教育長の発言は、「教育委員会の首長からの独立性とレイマンコントロールを損なう行為」という指摘もあるが、教育長の発言は各教育委員がそれぞれ中学校を小学校の校舎に移して2年間残すという案について意見を述べた後、ほぼ集約ができた時点において、教育長が自らの意見の根拠を述べた発言であり、その後重ねて教育委員が自由意思による発言を行えているという経緯からも、教育委員会の意思決定に影響を与えたとは考えておらず、教育委員会の首長からの独立性を損なうものではないと考える。

また本件は通学区域の決定に関する事項であるため教育長事務委任規則第1条第12号に基づき臨時教育委員会に付議されており、この時点でレイマンコントロールは機能していること、また臨時教育委員会の場において委員会自らの意思で方針を決定しているため、事務局主導という指摘も当たらない。

ウ 監査対象部局への事情聴取

令和7年5月27日

第3 監査の結果

令和7年3月3日に受理した本事務監査請求における請求の要旨についての監査結果は、合議により次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

(1) 下田中学校再編の経過について

○平成28年6月28日、四万十市立小中学校再編検討委員会（以下「検討委員会」とい

う。)設置

○平成28年7月28日、教育長が検討委員会に対し、四万十市立小・中学校の望ましい教育環境のあり方について諮問

○平成29年6月、検討委員会が四万十市立小・中学校の望ましい教育環境のあり方について答申

この中で、具体的な配置計画として、11校ある中学校を3校とすることが望ましいとし、「下田中、蕨岡中、大用中、後川中、大川筋中を中村中に統合する。」とした。また、再編の時期を「平成33年4月」とし、付帯意見として「学校再編を進めるには、主人公である子どもたちのニーズや保護者の願いを第一とし、地域住民の理解を得ながら進めること。」を付した。

○平成29年11月、四万十市立小・中学校再編計画（第2次）（案）（以下「再編計画案」という。）作成

配置計画、再編の時期については答申どおりとし、答申に付された付帯意見については「今後の取り組みに当たっての指針として配慮する。」とした。

○平成29年11月22日から平成30年2月27日まで、地区説明会（第1巡目）開催

再編計画案について、小学校区単位、13会場で説明会が開催された。下田小学校区においては平成30年1月23日に開催され、教育委員会の集計によると、下田小学校区の参加者は21人（区長等2人、保護者11人、地区住民5人、その他3人）となっている。

○平成30年5月8日から同年7月17日まで、地区説明会（第2巡目）開催

第1巡目と同様、13会場で開催された。下田小学校区においては平成30年5月30日に開催され、教育委員会の集計によると、下田小学校区の参加者は66人（区長等2人、保護者39人、地区住民15人、その他10人）となっている。

○平成30年6月、再編計画の策定に関する保護者アンケート実施

小学校の保護者を対象とし、下田小学校区においては配付家庭数42世帯に対し全世帯が回答（回答率100%）、中学校配置計画案については賛成6世帯（14%）、反対34世帯（81%）、無回答2世帯（5%）の結果となった。このアンケートは再編元校区の保育所の3～5歳児の保護者（かつ、小学生がいない世帯）に対しても行われ、下田小学校区においては配付家庭数6世帯に対し3世帯が回答（回答率50%）、中学校配置計画案については反対3世帯（100%）の結果となった。

○平成30年10月2日から同年11月20日まで、地区説明会（第3巡目）開催

これまでと同様、13会場で開催され、下田地区においては平成30年10月4日に開催され、教育委員会の集計によると、下田小学校区の参加者は38人（区長等2人、保護者20人、地区住民7人、その他9人）となっている。

○平成30年10月11日、教育委員会が下田小学校PTA会長に対し、中村地域中学校再編にかかる保護者協議について依頼

○平成31年1月24日、下田小学校保護者による協議

○平成31年2月1日、「下田地区の学校を残す会」が市長及び教育長に対し、下田中学校の存続を求める要望書を提出（署名総数2,444筆）

○平成31年2月7日、下田小学校保護者との中学校再編に関する意見交換会開催

○平成31年3月25日、四万十市立小・中学校再編計画（第2次）（以下「再編計画」という。）策定

「下田中、蕨岡中、大用中、後川中、大川筋中を中村中に統合」とし、再編時期は「平成34年4月」とした。また、「保護者・地域との話し合いの結果、合意を得られない小学校区（地区）においては、実施時期を越えても、適宜話し合いの場の設定や情報提供により、引き続き児童生徒や保護者の疑問や不安解消に努めていくとともに、学校再編の必要性に対する理解を深めていく。」とした。

○平成31年3月26日、下田小学校保護者に対し、再編計画策定に関する報告説明会開催

○令和元年9月26日、中学校再編に関する下田小学校PTA役員との懇談会開催

○令和元年11月17日、中学校再編に関する下田小学校保護者との懇談会開催

○令和2年1月、下田中学校の再編に関する保護者アンケート実施

下田小学校保護者を対象とし、配付家庭数39世帯に対し全世帯が回答（回答率100%）、賛成18世帯（46%）、反対18世帯（46%）、無回答3世帯（8%）の結果となった。

○令和2年3月17日、アンケート結果を踏まえた下田小学校保護者説明会開催

○令和2年7月16日、下田中学校の再編に関する地区・保護者等との意見交換会開催

○令和2年11月7日、下田中学校の再編に関する地区・保護者等との意見交換会開催

○令和2年11月、下田中学校の再編に関する保護者アンケート実施

下田小学校及び下田中学校1年生保護者を対象とし、配付家庭数41世帯に対し40世帯が回答（回答率98%）、賛成22世帯（55%）、反対18世帯（45%）の結果となった。このアンケートは下田保育所保護者に対しても行われ、配付家庭数7世帯に対し7世帯が回答（回答率100%）、賛成2世帯（29%）、反対5世帯（71%）の結果となった。

○令和3年1月16日、下田中学校の再編に係る説明会（保護者アンケートの結果説明）開催

○令和3年1月26日、下田小学校PTA会長に対し、下田中学校再編に係る下田小学校PTA役員と教育委員会との協議依頼

○令和3年2月26日、下田小学校PTA役員に対し、下田中学校再編に係る下田小学校PTA役員と教育委員会との協議再依頼

○令和3年3月9日、下田中学校再編に係る下田小学校PTA役員と教育委員会との協議

○令和3年3月29日、下田小学校保護者会開催

保護者会の意向をまとめるには至らず、保護者会において再度アンケートをとつ

たうえて、その結果や意見を市長に提出し、判断を市長に委ねるとした。

○令和3年4月、下田小学校PTA役員による保護者アンケート実施

アンケートの結果、回答した23世帯のうち13世帯が統合を「望まない」とした。

○令和3年5月14日、下田小学校PTA会長等が市長にアンケート結果を報告

○令和3年6月30日、下田中学校の再編に係る保護者説明会開催

この中で、市長が下記内容の市長判断を説明（令和3年7月9日付け学校教育課長通知より抜粋）。

- ・子どもたちの教育環境を見たときには、令和4年4月での学校再編が適当であるとする。
- ・今現在下田中学校に在籍している生徒たちのことを考えても再編が望ましい。
- ・ただし、現下田中学校1・2年生の保護者と本人が望むなら、全学年一斉の再編を強行するものではない。
- ・その際には、決して望ましい教育環境とは言えないが、今の中学1年生が卒業するまでの間だけ（令和5年度末まで）下田中学校を存続し、その際には下田中学校を下田小学校におろす（移動する）という案がある。
- ・そうなれば、現在の小学6年生以降の子どもたちは通学先を中村中学校に指定することとする。その際には、スクールバスを運行する。
- ・なお、必要な手続きを踏めば、現在の小学5・6年生が下田中学校に入学することはできるが、その子どもたちが中学2・3年生に進級するとき（令和6年4月）には中村中学校に通学することになる。
- ・これらのことについて、保護者に10日間考えてもらいたい。

○令和3年7月6日、「下田地区の学校を残す会」が市長に対し、下田地区の学校存続に関する申入書提出

○令和3年7月12日、下田小学校及び下田中学校保護者会長が市長に対し、学校再編計画に関する市長判断についての保護者の要望書提出

要望書の概要：市長提案以外の考えを持つ保護者が多くいること、進学希望は世帯集計ではなく児童・生徒数の集計で行うべきで、施設在籍の生徒については別枠で処理を行うのが適当であること、意見集約は行政が責任を持って行い、方法については行政、保護者で協議し、保護者の多様な意見が反映できるものとする。

○令和3年7月19日、要望書に回答

回答書の概要：多様な意見がある中で、結果的に保護者意見の取りまとめができなかったことから、保護者が実施したアンケートの意見等をもって学校再編に関する総合的な判断を市長に委ねられたものと解しており、これをうけて6月30日に再編計画に基づく令和4年4月の再編案とは別に、期限付き存続案を提示したこと、下田中学校再編に関し、賛否ともども様々な意見があることは十分理解しており、このため7月12日の保護者会の要望も受け、7月21日の意見交換に応

じること、アンケートは世帯ごとに集計を行い、生徒数推計等は児童生徒数ベースで集計を行ってきており、統計を取る際はその目的に合わせ適切な単位で集計することとしていること、施設の児童生徒については、地域や保護者の意見を受け、平成30年度の教育委員会アンケートから世帯ごとに対象とし、人数をカウントする必要がある場合は児童生徒数ベースで集計を行ってきており、これまでの経過を踏まえ、今後も地域の児童生徒と同枠で取り扱うこととしていること。

○令和3年7月21日、下田小・中学校保護者と市長との意見交換会開催

○令和3年7月26日、臨時教育委員会開催

この会において教育委員会は、基本的には令和4年4月の再編を目指す、現下田中学校1・2年生が望むなど、どうしてもやむを得ない場合は、当該者が卒業するまでの間、決していい環境とは言えないが下田小学校に中学校を移設したうえで存続すること、ただし、小規模化の進展が見込まれる令和6年度以降の存続は行わないことを確認し、決定した。

○令和3年9月15日、教育委員会が下田小・中学校保護者及び下田小学校区の住民に対し、下田中学校の再編について決定通知（以下は通知文書の抜粋）。

下田中学校の再編について

四万十市教育委員会では平成31年3月に四万十市立小・中学校再編計画（第2次）を策定し、四万十市中村地域の全中学校を対象とした中学校の再編に取り組んで参りました。下田地域における学校再編の話し合いの経過や保護者・地域の合意の取り扱いについては裏面の説明のとおりとさせていただきますが、この経緯を受けて、下田中学校再編の実施方針を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

○子どもたちの教育環境を見たときには、令和4年4月での学校再編が適当である
と考える。現下田中学校在籍生徒たちのことを考えても再編が望ましい。

○ただし、現下田中学校1・2年生の保護者と本人が望むなら、決して望ましい教育環境とは言えないが、今の中学1年生の卒業年度となる令和5年度末まで下田中学校を存続し、その際には下田中学校を下田小学校に移設する。

○現在の小学6年生以下の学年は、通学先を中村中学校に指定し、バスを出す。
（このバスには、現在中村中学校に通学している生徒や、次年度中村中学校通学することになる生徒も乗車できます。）

○現在の小学5・6年生が下田中学校に入学することはできるが、令和6年4月以降は中村中学校に通学することとする。

上記決定事項と裏面の経緯について、保護者の皆様にはすでに報告を行って参りますが、地域住民の皆様には、本文書をもってご報告させていただくとともに、併せて下田中学校再編に対するご理解をお願いするものです。

今後は、この実施方針に基づき、学校再編の手続きを進めて参ります。

また、コロナ禍の状況下ではありますが、子ども達や保護者の不安解消に向け、可能な限り事前交流等にも注力して参ります。

下田中学校の再編については、結果的に行政が最終的な判断をすることになりましたが、皆様の熱心なご協議や多様なご意見があつてこそ得られた判断でもあります。これまで皆様にご協議を尽くして頂いた事に感謝するとともに、今後とも下田中学校の再編、ひいては子どもたちのより良い教育環境の整備のために、保護者、地域の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

別紙：下田中学校再編に係る地域・保護者の合意形成の経緯について

近年の少子化の進展に伴い、本市においても学校の小規模化が進行し、今後もその傾向が続くと予測される中、望ましい学校規模を見直し、子ども達の教育環境の整備を図るため、四万十市教育委員会では平成31年3月に四万十市立小・中学校再編計画（第2次）を策定し、四万十市中村地域の全中学校を対象とした中学校の再編に取り組んで参りました。

下田地域においては、平成29年度に第1回目の地区説明会を開催し、以降本年度に至るまで10回を超えて、保護者・地域の皆様への説明や意見交換を重ねてきたところです。

当初は再編に反対の声も多く、地域の皆様においても下田中学校存続に係る署名活動が行われ、平成30年度に実施した保護者アンケートでは、中村中学校への再編案への反対意見が8割に上るという状況もありました。しかしながら、現状や学校再編の必要性の説明を重ねるとともに、これまで下田中学校区を共に構成していた竹島小学校区の中村中学校への進学先変更や、小規模再編の相手先校という意見のあった八束中学校が中村西中学校へ再編を決定するなど、他校区の再編状況が明らかになることにより、下田中学校がより小規模化することが見込まれるようになると、令和元年度及び2年度の保護者アンケートにおいても、学校再編への理解の広がりが見て取れる状況となって参りました。

このことを受け、令和3年1月に、学校再編に係る保護者の皆様へ、あらためて下田中学校再編に関する保護者の意向を取りまとめていただくようお願いをしたところですが、同年3月に行われた保護者会では、「保護者では責任を負いきれない」、また「保護者による取りまとめは保護者同士の分断を生む」として、再編の賛否いずれの方向にも取りまとめはできないとされ、その判断は、保護者作成アンケートの意見を添えて、四万十市長に委ねられることになりました。

そこで、四万十市長は、判断を委ねられたことを受け、6月30日に表面の決定事項の考え方を示したところです。四万十市教育委員会としましては、この判断が下されたその経緯から、市長判断は保護者の合意に代わるものと捉えています。また、保護者が取りまとめに至らなかった理由から、下田中学校の再編については、保護者に負いきれない責任を負担させず、行政が責任をもって決定すべしとの判断もあり、四万十市教育委員会として、市長判断を下田中学校再編の実施方針としたところです。

再編計画において「学校再編を進めるには、主人公である子どもたちのニーズや保護者の願いを第一とし、地域住民の理解を得ながら進めること。」としていることもあり、地区住民の皆様もご案内した上で説明会等を開催し、地域の声も聞かせていただいていたりました。

保護者の合意に代わる判断が示され、あらためて地域住民の方向性の取りまとめの必要性について整理するにあたり、まず下田地域においては地域住民の代表である区長会で学校再編に関する決議は行わないとお伺いしていること、また保護者においては「取りまとめを行うことで分断が生まれる」と判断され、行政に判断を委ねる結果となりましたが、地域においても、賛否の意見を地区内で取りまとめるには難しい状況もあると推察されることなどから、これまで、再編に関する取り組みを通してお聞かせいただいた地域の声も踏まえ、地域の合意についても、保護者と同様に、行政の責任において行う判断をもって代えることとしました。

その上で、下田小学校区住民の代表である各区長に、決定事項及び決定に至る経緯への理解を求めて説明させていただいた上で、地区住民の皆様にも以上の経緯をお知らせするものです。

○令和3年12月21日、市議会定例会において「四万十市立学校設置条例の一部を改正する条例」可決

下田中学校を下田小学校に移設して令和4年4月1日から運用することに伴い、条例に定める所在地の住所を下田中学校から下田小学校に変更

○令和4年4月1日、下田中学校を下田小学校に移設

○令和6年3月31日、下田中学校休校

(2) 大学誘致の経過について

○令和2年2月28日、市長が市議会定例会において大学誘致を表明

○令和2年3月17日、下田小学校保護者に対する大学誘致に関する説明会開催

○令和2年4月1日、大学誘致推進室設置

学校法人京都市育英館（以下「学校法人」という。）より職員1名派遣

○令和2年8月3日、下田地区区長会（11地区）に対する大学誘致説明会開催

○令和2年8月24日、市政懇談会（下田11地区）開催

- 令和2年10月8日、下田地区（11地区）住民説明会開催
- 令和3年3月16日、下田地区区長、自主防災組織（3地区）との意見交換
- 令和3年3月26日、市と学校法人が（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置・運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）締結
 - 基本協定第2条に「乙（学校法人）は、四万十市下田地内において、令和5年4月に新学部を設置するものとする。」と規定
- 令和3年5月9日、学校法人が（仮称）京都看護大学四万十看護学部看護学科設計着手
- 令和3年6月1日、学校法人が京都看護大学四万十看護学部（仮称）受容性調査着手
 - 令和3年8月30日付けの調査結果報告書では、「受験したい」「併願校の1つとして受験したい」と回答した人数（252名）を入学意向者数としていた。しかし、令和4年8月29日付けの報告書ではこれが修正され、「受験したい」「併願校の1つとして受験したい」と回答した者のうち、「進学を希望する」「進学先の1つとして考えたい」と回答した人数（239名）を入学意向者数とした。いずれの報告書においても、「受験したい」「併願校の1つとして受験したい」と回答した者のうち、「進学を希望する」と回答しているのは34名であった。
- 令和3年7月12日、下田地区（11地区）住民説明会開催
- 令和3年7月20日、下田地区区長、自主防災組織（下田小学校区）との意見交換
- 令和3年8月5日、下田地区区長及び副区長（11地区）との協議
- 令和4年2月7日、土地・建物使用貸借契約締結 ※旧中医学研究所
- 令和4年3月25日、学校法人が市に対し、（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金（以下「補助金」という。）交付申請
- 令和4年3月31日、市が学校法人に対し、補助金交付決定（318,709,919円）
- 令和4年4月1日、土地・建物使用貸借契約締結 ※旧下田中学校
- 同日、学校法人が（仮称）京都看護大学四万十看護学部看護学科実習棟改修工事（以下「旧中医学研究所改修工事」という。）着手
- 令和4年4月21日、補助金概算払（第1回目）（72,925,919円）
- 令和4年6月24日、学校法人が文部科学省に学則変更認可申請書提出
- 令和4年7月26日、学校法人が文部科学省に学部設置届出書提出
- 令和4年7月29日、学校法人が文部科学省に看護師学校指定申請書提出
- 令和4年8月12日、（仮称）京都看護大学四万十看護学部看護学科管理棟・研修室棟改修工事（以下「旧下田中学校改修工事」という。）の入札執行
- 令和4年8月24日、文部科学省より学校法人に対し、8月23日付けで学則変更認可申請の審査結果通知
- 令和4年8月25日、補助金概算払（第2回目）（245,784,000円）
- 同日、旧下田中学校改修工事請負契約締結（仮契約）

- 令和4年9月5日、市議会定例会において先議により、旧下田中学校改修工事の請負契約議案可決（請負契約の効力発生）
- 同日、旧下田中学校改修工事監理業務委託契約締結
- 令和4年9月12日、学校法人が文部科学省に学則変更認可申請の補正申請書提出
- 令和4年10月6日、旧中医学研究所改修工事完成
- 令和4年10月17日、文部科学省より「不可」となる見込みとの連絡があったことを学校法人が市に報告
- 令和4年10月19日、学校法人の申請取下げの判断に市も同意
- 令和4年10月20日、学則変更認可申請、学部設置届を取下げ
- 令和4年10月21日、学校法人と協議
- 令和4年10月26日、看護師学校指定申請を取下げ
- 令和4年10月27日、学校法人と協議
- 令和4年11月21日、学校法人に対し大学誘致断念の通知
- 令和4年11月29日、大学誘致断念による記者会見
- 令和4年12月22日、旧下田中学校改修工事監理業務委託契約解除
- 令和5年2月28日、学校法人より補助金実績報告書提出
- 令和5年3月10日、旧下田中学校改修工事契約解除
- 令和5年3月23日、基本協定、土地・建物使用貸借契約解除
- 令和5年3月30日、旧下田中学校改修工事精算払金支出（257,816,360円）
- 令和5年7月13日、旧下田中学校改修工事損害賠償金支出（20,000,000円）
- 令和6年4月22日、学校法人に対し、補助金交付決定取消通知
 取消し理由：「学部設置に必要な文部科学大臣の認可及び指定を受けることができず、補助金交付要綱第5条及び補助金交付決定通知書に附した交付条件を満たすことができなかつたため」
- 令和6年9月5日、学校法人に対し、補助金等返還命令
 返還期限：令和6年10月31日（未返還）
- 令和7年5月2日、市議会臨時会で学校法人に対する訴訟提起について可決
- 令和7年5月13日、学校法人に対し、交付した補助金の返還と開学を見込んで行った施設改修等の損害賠償を求め提訴

(3) 手引・計画・関係法令等の規定

ア 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（平成27年1月27日 文部科学省）

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

- 同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担

い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

- このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

イ 「四万十市立小・中学校再編計画（第2次）」（平成31年3月 四万十市教育委員会）

（1）中学校の再編

○実施時期

保護者・地域との協議期間と、再編前の生徒の交流期間等を十分に確保しつつ、受入れ校のひとつである中村西中学校の施設整備に係る工期を踏まえ、平成34年4月を実施時期として取り組むこととする。

ただし、本計画決定までの協議経過や保護者・地域の意向を踏まえたうえで、保護者・地域からの合意が得られる校区については、平成33年4月の再編もあり得るものとする。

なお、これまでの保護者・地域との話し合いの結果、合意を得られない小学校区（地区）においては、実施時期を越えても、適宜話し合いの場の設定や情報提供により、引き続き児童生徒や保護者の持つ疑問や不安解消に努めていくとともに、学校再編の必要性に対する理解を深めていく。

○配置計画

本市の場合、地理的条件などから、法令等による国の標準規模をもとに学校再編を進めることは現実的に困難であると考えられる。したがって、複式解消を最優先しながら、3の(2)の「望ましい学校規模の目安」を確保することを前提に、地理的条件や地域の歴史的背景を考慮しながら統合を進めるべきであるため、中学校を下記のとおり3校とする。

統合中学校1

下田中、蕨岡中、大用中、後川中、大川筋中を中村中に統合する。

統合中学校2

八束中、東中筋中、中筋中を中村西中に統合する。

西土佐中学校

下記理由により存続させる。

- ①地理的条件から通学時間が長くなること。
- ②生徒数は将来推計において減少するものの、当面、複式が生じる見込みはないこと。

ウ 大学、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

- 一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。

エ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和5年度開設用）令和4年3月23日更新」（文部科学省高等教育局大学設置室）

【参考：学生の確保の見通しに関する審査の主な観点】

- (1) 調査結果に客観性が担保されているか。
(対応例：回答者の属性を明らかにした第三者の調査、公的機関による調査)
- (2) 受験対象者等へのアンケート調査や公的機関又は企業等が実施した各種統計調査をデータとして用いる場合、当該調査の適切性が担保されているか。
 - ①調査時期は適切か。（古くないか）
 - ②調査対象は適切か。（アドミッションポリシーや受入実績との整合）
 - ③アンケート調査の場合、対象者に必要な情報を明示しているか。

明示すべき事項例：ア 学部等又は研究科等の名称

イ 設置の理念、養成する人物像

ウ 設置場所（アクセス）

エ 学生納付金

オ 競合する大学・学部・学科等の名称

④アンケート調査の場合、設問項目は適切か。

(入学の意思を明確に確認できる設問か、単なる意識調査にとどまっていないか)

⑤アンケート調査の場合、調査結果の分析は適切かつ十分か。

不適切な例：

ア 申請に係る学科等に「関心がある」と回答する者のみの数値をもって根拠として説明する。

イ 申請に係る学科等に「進学したい」と回答する者が、別項目において矛盾する回答をしている(本学科等を「受験する」と回答していない、進路希望で異なる学校種や就職を希望しているなど)場合でも、その数値をもって根拠として説明する。

※クロス集計などを行った上で、十分に分析した結果に基づき説明してください。

(3) 重層的な調査(確認)がなされているか。

(対応例：受験対象者等へのアンケート調査、競合校の状況(全国的な状況、近隣の状況)、学校基本調査、志願動向調査等に基づく自己分析の実施、オープンキャンパスの来場者数)

※競合校の状況をデータとして用いる場合は、競合校として挙げた大学等の競合校としての妥当性も審査の観点となりますので留意してください。

(4) 既設校において定員が確保されているか。

(対応例：学部・学科の改編、未充足学部等の定員縮小)

(5) 学生納付金の設定は適切か。

(対応例：既設学部や近隣の競合校等の状況を把握・分析)

(6) 学生確保に向けた具体的な取組を組織的に行っているか。

(7) 長期的かつ安定的に入学定員を上回る入学希望者がいることの合理的な説明がなされているか。

(8) 自治体や地域等の人材受給見通しを踏まえた計画であるか。

(対応例：当該地域に特化した公的な需給推計に基づく分析や自治体施策との関連の説明)

オ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)

(目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行

政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯
- 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- 五 職員の人事に関する事項
(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

カ 四万十市契約規則（平成17年四万十市規則第43号）

（仮契約）

第37条 市長は、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年四万十市条例第49号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により仮契約を締結しなければならない。

キ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年四万十市条例第49号）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

ク 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（誤払金等の戻入）

第百五十九条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手續の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

(概算払)

第百六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

一・二 略

三 補助金、負担金及び交付金

ケ 四万十市財務規則（平成17年四万十市規則第34号）

(誤払金等の戻入)

第38条 支出命令者は、誤払又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金（以下「誤払金等」という。）を返納させるときは、支出命令戻入書を作成しこれを会計管理者に送付するとともに戻入の通知書により返納すべき義務者に通知しなければならない。

(概算払)

第51条

1 略

2 支出命令者は、概算払の額が確定したときは、確定した日から10日以内にその概算払を受けた者に精算させ、概算払精算書により直ちに会計管理者に通知しなければならない。ただし、旅費については、支出命令の額と精算額が同じ場合は、概算払精算書の作成を省略することができる。

コ 四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号）

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早く到来する日まで（年間運営費補助金等に係るものについては、会計年度が終了した日から30日以内で市長の定めた日まで）に、補助事業等実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(1) 事業実施報告書

- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金等の額の確定)

第15条 市長は、第13条（前条第2項で準用する場合を含む。）の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第16条 補助金等は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付するものとする。ただし、市長が補助事業等の性質上適当と認めるときは、補助金等の全部又は一部を概算又は前金で交付することができる。

(交付の取消し)

第17条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付を受けたものが、排除措置対象者に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。
- (5) 法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

3 第1項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用することができる。

(補助金等の返還)

第18条 前条の場合において、市長は、当該取消しの部分に関し既に補助金等を交付しているときは、補助金等返還命令書（様式第8号）により期限を定め、その返還を命ずるものとする。補助金等の額の確定後、既にその額を超える補助金等を交付しているときも、同様とする。

サ (仮称) 京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金交付要綱（令和4年四万十市告示第26号）

(趣旨)

第1条 この告示は、看護師の確保及び看護の質の向上並びに地域活性化に資するため、学校法人京都育英館が行う（仮称）京都看護大学四万十看護学部（以下

「新学部」という。)設置事業に係る経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、四万十市補助金等交付規則(平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、学校法人京都市英館(以下「補助事業者」という。)とする。

(補助金対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新学部設置事業(以下「補助事業」という。)のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 入学希望調査業務委託費
- (2) 実施設計業務委託費
- (3) 建物改修費(校舎建設費、外構工事費、付帯工事費、工事監理費)
- (4) その他市長が特に必要と認める費用

2 前項に掲げる補助対象経費においては、補助金の交付決定前に実施した補助事業の経費を含めることができる。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 校舎等の配置図、平面図及び工程表
- (4) 契約書の写し
- (5) 補助事業に係る経費が分かる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 補助事業者は、新学部の設置等にあたり、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項第1号に基づく認可及び保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第12条に基づく指定を受けなければならない。

(遂行状況の調査等)

第6条 市長は、補助事業の遂行状況について、定期的に調査し、資料の提供及び報告を求めるものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第13条第1項に基づき、(仮称)京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 補助事業の実施による成果物
- (4) 領収書の写し及び内訳明細書の写し
- (5) 新学部の設置等に係る文部科学大臣の認可を受けたことを証する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

シ 四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）

（非公開情報）

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これらを非公開とすることができる。

- (1) 略
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）に関するものでこれを公開することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営に著しい不利益を与え、又は社会的信用を損なうことが明らかであるもの。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 法人等の違法又は不当な事業活動に関するもの
 - イ 法人等の活動によって生ずる個人の生命、身体若しくは健康に対する危害を防ぎ、又は財産若しくは将来世代を含む住民の環境を保護するために、公開することが必要であると認められるもの

ス 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

セ 四万十市教育長事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項により四万十市教育委員会（以下「教育委員

会」という。)は、次に掲げる事項を除くほか、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1)～(11) 略

(12) 通学区域を定めること。

2 判断

請求代表者及び監査対象部局から提出された関係資料並びに監査対象部局の弁明に基づき事実確認を行い、本請求に対して次のとおり判断した。

(1) 「文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認せず、大学誘致事業を実施したこと」について

請求代表者は請求要旨の確認事項に対する回答の中で、「文科省の審査対象が「『入学の意思が確認できる』入学希望者」が受験希望者をもって「入学の意思が確認できる」とは説明しがたいことは、文科省のホームページに公開されている「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（令和5年度開設用）令和4年3月23日更新」により誰もが把握できる状況にあった」とし、「学生確保の見通しの確認については、文科省の公開情報や手元にある入学希望調査結果報告書(R3.8.30)の内容から関心をもって情報を精査していればそのリスクを確認できていた」と主張している。また、「学校法人の、受験希望者数のみの報告により、学生確保の見通しは十分とする判断を鵜呑みにし、議会報告したことは、文科省の認可不可となる可能性がある知り得る情報を確認しなかったことの裏付けであると考えられる。」としている。

これに対し、監査対象部局は弁明の中で、「進学受容性調査（以下「ニーズ調査」という。）は、統計資料として使用し、他の目的のために使用することはしないことを前提に高校生に行った調査」であった為、「学校法人よりその内容を口頭で伝え聞いただけ」で、「市がその根拠となるニーズ調査（令和3年8月30日作成）の内容を確認したのは、令和4年3月25日の学校法人から補助金交付申請書の添付資料として提出を受けた時」であり、「令和4年3月まで具体的なニーズ調査の数値等を把握できていなかった。」としている。また、令和3年3月26日に学校法人と締結した基本協定に触れ、「その第2条において、乙（学校法人）は、四万十市下田地区に令和5年4月に新学部を設置するものと明記されており、その新学部設置のために文科省の認可等を得ることは必須であるため、その認可を得るための手続き等については、新学部の設置者である学校法人において責任をもって行うべきものである。」と主張し、「その認識のなか、市と法人は連携のもと役割を分担しながら事業を推進しており、市は学校法人から学則変更認可についての文科大臣の認可を受けることは困難ではない旨の説明を繰り返しうけ、市もその認識のもと事業を進めてきた」としている。

なお、請求代表者が言う「入学希望調査結果報告書（R3.8.30）」と監査対象部局

が言う「ニーズ調査（令和3年8月30日作成）」は、双方から提出された関係資料から、いずれも「京都看護大学四万十看護学部（仮称）受容性調査結果報告書〈高校生向け〉（2021年8月30日）」（以下「ニーズ調査結果報告書」という。）を指していることを補足しておく。

請求代表者が主張するように「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和5年度開設用）」は文部科学省のホームページ上において公開されており、監査対象部に確認したところ、当時の大学誘致推進室は、この手引の存在については了知していた。ただし、高知県教育委員会に対して県内学生にアンケートを行う旨の依頼を行う際に確認したときには、アンケート項目が「入学の意思を明確に確認できる設問か、単なる意識調査にとどまっていないか。」という点について、市の担当職員では問題なかったとの認識であったとしている。また、令和4年3月25日に学校法人が補助金交付申請に際し、補助事業の成果品として提出したニーズ調査結果報告書については、「長期的かつ安定的に入学定員を上回る入学希望者がいることの合理的な説明がなされているか。」という点について、市の担当職員では分かりかねるものであったとし、学則変更認可申請については学校法人が責任を持って行うとのことで事業を進めていたことから、市から指摘したことが影響して認可が下りなかった場合、責任の所在が分からなくなるため、口出ししなかったとのことである。さらに、学則変更認可申請書類の作成は、学校法人から派遣されていた文部科学省OBの職員が行ったが、大元である京都看護大学看護学部の設置に係る申請に関してもこの職員が作成したと聞いていたことから、実績もあるため問題ないとの認識であったとしている。

ニーズ調査の結果から、「受験したい」「併願校の1つとして受験したい」と回答した人数をもって入学意向者数とした分析結果には疑問を感じざるを得ないが、認可を与えるのは文部科学省であり、認可申請を行っているのは当然ながら学校法人である中で、市は、許認可に関して当事者ではなかった。そのような立場で、補助申請時に確認できたニーズ調査の分析結果に疑問を持ち、かつ、文部科学省の認可を得られることに危惧を感じたとしても、認可に不安はないという学校法人の言い分を退けて、直接文部科学省に認可不可の可能性があることを確認しなかったことをもって、適正な事務処理でなかったとの指摘を是認することは、今後の事務執行に関しても職員を過度に委縮させることにもつながるものと考えられ、受け入れることはできないと考える。

また、令和3年3月26日に締結した基本協定第2条には、学校法人は令和5年4月に新学部を設置するものとの記載があり、新学部設置には文部科学省の認可が必須であって、その認可を得る多岐にわたる手続き等については、大学運営に係るニーズ調査を始めとする入学希望者を把握する資料作成に長らく携わってきた学校法人と、大学運営の経験や実績のない市が同時進行で行えば、双方に混乱等が想定され、効率的ではない。

以上の点を踏まえると、市と学校法人は、連携のもと役割を分担して大学誘致事業

を進め、大学運営に関する事項については専門外の市よりも、新学部を設置者である学校法人において責任をもって行うべきものであると考えられ、市の事務処理に違法・不当な点は認められなかったことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

(2) 「備品購入費の約2億円は法人が負担すると報告しながら、備品購入費を含む下田中学校改修工事契約」を締結したことについて

請求代表者は請求要旨の内容確認に対する回答の中で、「プロジェクターなどの資機材50点、630万円相当が情報開示請求（R6.11.20）により備品購入費で購入されたことが明らかになった」と主張し、「下田中学校の改修工事（公共工事）の情報開示請求（R6.12.13）にも、映像・音響設備としてプロジェクター等の資機材63点、約1,389万円相当が購入されていたことが出来高設計書で明らかになっている。」としている。

これに対し、監査対象部局は弁明の中で、「旧下田中学校の改修工事の実施設計には、他の建設工事等と同様、実施設計の中に、工事と一体的に整備する工事に付随する資機材も含まれている。」としたうえで、「物によっては単独で購入した場合に備品として取り扱えるものもあるが、工事と一体的に整備した資機材については他の工事の事例を見ても、通常備品という取扱いはしていない。」と主張している。

令和6年12月市議会定例会における一般質問の中で、2億円で学校法人が備品をそろえるのではなかったのかとの質問に対し企画広報課長は、「市が行う施設整備、それに付随する資機材等、これは工事の実施設計の中に含まれるものでございますけれども、例えば電気設備工事の中の屋内工事、その中の音響設備工事であったり、放送設備工事であったり、いろいろ分かれてくるわけでございますけれども、そういったものの中に含まれる資機材等につきましては、市が整備として負担するというふうな整理を行っていた」と答弁している。

また、学校法人が負担することとしていた2億円の備品については、「実習棟で使用する電子機器・模型・ベッド・医療機器等の実習用備品、それから机や椅子・書棚・ロッカー・応接セット等」とであると学校法人から聞いていたと令和7年3月市議会定例会において答弁している。

個別に購入すれば「備品」として整理されるものが含まれていたとしても、あくまで施設整備に係る工事の資機材として実施設計の中に計上されていたものに対し工事請負費として支出したものであり、そこに違法・不当な点は認められないことから、当該事務は適正に行われたものと判断する。

(3) 「政策判断に係る重要な報告についてその行政情報が「不存在」であること」について

請求代表者は、請求要旨の内容確認に対する回答の中で、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定を引用し、「補助金の交付条件に係る重要事項である「文科省から意見が附された旨の報告」については、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにすべき文書に該当すると考えれば、この「報告」の行政情報が不存在であることが適正でない」と主張している。

これに対し、監査対象部局は弁明の中で、「令和4年8月24日の市長室で受けた学校法人からの報告は、学校法人が文科省から学則変更認可申請の申請内容の補正を求められ、その内容は簡易なものであるということを口頭で伝えられたものであり、会議や協議等では無いため、議事録等は作成していない。」としている。

監査対象部局によれば、この報告の場には市長、副市長、大学誘致推進室長が同席しており、学校法人から派遣されていた職員から市長室で説明を受けたが、この職員からは、「文科省から申請内容に補正を求められたが、その内容は容易なものであるとのことで、大元である京都看護大学看護学部の設置に係る申請も補正を受けていたため問題ないとの話を聞いた」とのことであった。

大学誘致を断念するに至った現時点において俯瞰すれば、8月24日の報告如何によっては、大学誘致に対する重要な政策判断を行う契機となり、翌25日の旧下田中学校改修工事の仮契約締結を回避するまでには至らなかったとしても、当該契約に係る9月5日の先議において重要な判断材料になり得た可能性があったと言える。しかし、8月24日の時点で受けた報告は、政策判断に関わる重大な報告であるとは受け取ることができない内容であった為、会議等には諮られず、会議録等は作成されなかった。

8月24日の時点でより慎重な協議をしていたとしたら、市の取組みは現在と違った結果になったのではないかと推測したとき、それまで市と学校法人との双方で相互の信頼をもとに連携して取り組んでいること、また、大学誘致には多くの課題が存在し、双方の責任において対処を図ってきていることを考慮すると、文部科学省OBである学校法人の職員から、簡易な補正なので再申請すれば問題はないとの報告を受けた際に相手を疑うような行為はし難いと判断する。

以上のことから、8月24日に受けた報告は、公文書等の管理に関する法律における「その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的」とした「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書の作成には至らないものと判断されたものであり、これによって行政情報が「不存在」になっていることが不適正な事務執行であったとは認められない。

なお、請求代表者は請求要旨の内容確認に対する回答の中で、8月24日に報告を受けた翌25日に「下田中学校改修工事の工事契約を議会承認なしに締結し、令和4年9月5日の9月議会定例会で「令和5年4月開学に間に合わず工期を確保するこ

と」を理由に工事契約について先議し事後承認を受けている。」としているが、四万十市契約規則（平成17年四万十市規則第43号）第37条には「市長は、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年四万十市条例第49号）の規定により議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により仮契約を締結しなければならない。」と規定されており、当該工事が議会の議決を要する「予定価格1億5,000万円以上の工事」に該当していたこと、また、当該工事の契約書には「この契約は、四万十市議会の議決を得た後、発注者が受注者に対して契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とする。」と定めた特則条項があることが確認されたことから、この契約は議会の議決に附すために8月25日に仮契約を締結したものであり、市の規定に基づいた適正な事務執行であったと判断する。

(4) 「市長特認で概算払いした」ことについて

請求代表者は、請求要旨の内容確認に対する回答の中で、「交付条件を満たさないうえ、必要な条件を附し市長が補助金等の概算払いを行った」としている。

これに対し、監査対象部局は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第3号及び四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「補助金等交付規則」という。）第16条の規定に基づき補助金の全部を概算払したとすうえ、補助金等交付規則においては「市長が補助事業等の性質上相当と認めるとき」は概算払いができるものとしており、補助金交付決定の稟議書において、市長の決裁を得て交付している」とし、「概算払いで補助金を交付した時点において、（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金交付要綱第5条及び補助金交付決定通知書に附した補助金の交付条件である文化大臣の許認可等は受けていないが、この交付条件は、補助金等交付規則第15条に基づく補助額の確定を行う際の条件であるため、交付条件を満たす前に概算払いを行ったことは適切な事務処理である。」と主張している。

今回の概算払は補助金等交付規則に従って行われたものであり、この行為をもって適正な事務処理ではないということとはできない。稟議書でその理由を示したうえで市長決裁を受け、実施した行為であり、権限の逸脱・濫用もなく、当該事務は適正に行われたものと判断する。

(5) 「精算処理が完了していない」ことについて

請求代表者は、請求要旨の内容確認に対する回答の中で、「学校法人が提出した補助事業の実績報告書（R5.2.28）では、補助事業の完了年月日は（R4.11.30）となっている」ことを踏まえ、「実績報告による、補助額の確定や精算は令和4年度内に処理することが出来ず不適切な事務処理となった。」としている。

これに対し、監査対象部局は弁明の中で、「今回の補助金の取扱いについては、

補助関係の全過程を通じて総合的な判断の上にならなければならないものであり、交付条件を満たしていないことだけを理由に交付決定の取消しを行うべきではないとの弁護士
の指示のもと、概算払いの精算についての例外的な他事例も参考にして、補助額の
確定後に精算をすることとし、年度内の精算を行っていない。」とし、「当該補助
金は、令和6年4月22日に交付決定額の全部を取り消したため、規則第15条に規
定する「補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適
合すると認めときは、交付すべき補助金等の額を確定」に則った額の確定を行うこ
とはできず、よって財務規則第51条に規定する「概算払いの額が確定したときに確
定した日から10日以内に概算払いを受けた者に精算させること」ができない。」と
している。

概算払の精算については、年度をまたがる旅費（地方自治法施行令第143条第2
項）及び交通事故等に係る損害賠償金（昭和42年8月7日自治行第73号）のみが年
度をまたがって精算できるとされており、監査対象部局がいう「概算払いの精算に
ついての例外的な他事例」はこのことを指している。

当該補助金は、令和4年3月31日に交付決定を行い、交付決定後の年度内完了が
見込めないことを理由として翌年度へ繰越したうえで、同年4月21日及び8月25日
の2回にわたって概算払をし、学校法人からは令和5年2月28日付けで実績報告書
が提出されている。

なお、この補助金は交付決定に際し、「補助事業者は、新学部を設置等にあた
り、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第1号に基づく認可及び保健
師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第12条に基づく指定を受けな
ければならない」との交付条件が付されていた。

補助金の実績報告について補助金等交付規則第13条は、「補助事業者等は、補助
事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、30日
以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早く到来する日まで（年間運営費補助
金等に係るものについては、会計年度が終了した日から30日以内で市長の定めた日
まで）に、補助事業等実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に
提出しなければならない。」と規定している。また、（仮称）京都看護大学四万十
看護学部設置事業補助金交付要綱（令和4年四万十市告示第26号。以下「補助金交
付要綱」という。）は第7条において、実績報告書に添えて提出しなければならない
書類を列挙し、この中には「新学部の設置等に係る文部科学大臣の認可を受けた
ことを証する書類の写し」が含まれる。

概算払の精算について、四万十市財務規則（平成17年四万十市規則第34号）第51
条第2項は、「支出命令者は、概算払の額が確定したときは、確定した日から10日
以内にその概算払を受けた者に精算させ、概算払精算書により直ちに会計管理者に
通知しなければならない。」と規定している。

概算払の額の確定について、補助金等交付規則第15条は、「実績報告を受けた場

合においては、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定している。

以上の規定を踏まえて検証すると、学校法人は補助金の交付条件であった認可及び指定を受けることができず、むろん、実績報告書に添付して提出しなければならなかった「新学部の設置等に係る文部科学大臣の認可を受けたことを証する書類の写し」を提出することはできなかった。このため、市は、「これに付した条件に適合すると認め」ることができず、「交付すべき補助金等の額を確定」することができない状況であった。また、交付決定の取消しにあたっては弁護士からの指示もあって年度内には結論が出ず、最終的には令和6年4月22日に交付決定額の全部を取消しすることとなった。

以上のことを踏まえると、年度内に補助金の概算払の精算が行われなかったことには理由があり、不適切な事務処理であるとまではいえないと判断する。

(6) 「概算払いの理由が明確でないこと」について

請求代表者は、「概算払いの理由が明確でないこと」とする理由について、「（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金の交付決定についての稟議書（3四企第638号R4.3.31）には、補助金の概算払いの理由は黒塗りで明らかにされていない以上、「概算払いの理由が明確でない」と言わざるを得ない。」と回答している。

一方、監査対象部局から提出された令和5年2月27日付4四企第633号「行政情報一部公開決定通知書」によれば、「（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置事業補助金の交付決定についての稟議書」中の概算払とする理由の部分は「法人内部情報」であるとし、四万十市情報公開条例第9条第2号「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）に関するものでこれを公開することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営に著しい不利益を与え、又は社会的信用を損なうことが明らかであるもの」の規定に基づき非公開としている。

なお、「四万十市情報公開条例解釈運用基準」（令和4年3月 四万十市総務課）によれば、この規定に該当するものとして、「信用力に関する情報（債権・債務に関する情報や経営状態、資産内容などに関する情報）」を例示している。

したがって、概算払の理由を非公開としたことには条例を根拠とする理由があり、違法、不当な行為であるとはいえない。

(7) 「新学部の認可申請には、校地・校舎の無償使用貸借契約書（令和4年4月1日付）が必要となり、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田

中学校を小学校に移転することを決定した」ことについて

請求代表者は、請求要旨の内容確認に対する回答の中で、「市の所有する校地・校舎を、学校法人に20年間無償使用貸借する契約をした後、市が約5.5億円をかけ公共工事で施設整備する必要はない。公共工事で施設整備した後に無償使用貸借したとしても問題にはならない。と考えると、「新学部認可申請に、令和4年4月1日付けの校地・校舎の無償使用貸借契約書が必要となったので、令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した」とするのが妥当であると考えられる。」とし、「学校法人との協議録(R2.6.16)の中に「R4に改修、建築を全て完成させR5.4の開学を目指しスタートする。」との学校法人理事長の発言に、市長が「R5.4の開学が望ましい」と応じていることや、令和3年3月26日に市長と学校法人が「令和5年4月に新学部を設置するものとする。」とした基本協定を締結している事実を重ね合わせると、この「決定」が大学誘致事業のための根拠であったというに難くない。」としている。

これに対し、監査対象部局は弁明の中で、「平成31年3月に策定した四万十市立小・中学校再編計画(第2次)に基づき、令和4年4月に市内中学校を3校にする計画で再編を進めて来た。」とし、「保護者の合意を前提に地域に理解をいただくことを重視し、将来の児童生徒数の推移の分析結果や、子供たちにとっての望ましい教育環境などを踏まえた学校規模のあり方を教育委員会として保護者や地域に状況を説明したうえで、その意向を把握するためのアンケート調査を実施し」、「アンケート結果もお示ししながら説明会を開催したうえで、保護者の意向の取りまとめをお願いし、その意向結果を地域の区長会へ説明するなど段階を踏みながら取り組みを進めてきた。」としている。

また、「令和2年11月に行った下田地区での3回目の保護者アンケート調査において再編に賛成55%、反対45%となり、保護者の中でも再編に関して一定理解が進んできたと捉え、保護者会に意見の取りまとめをお願いした(再編の判断までは求めている)が、保護者会は協議の結果、意見の取りまとめができないとして、市長に判断を委ねた。」とし、「判断を委ねられた市長が令和3年6月30日に下田中学校の再編について、「子どもたちの教育環境を見たときには、令和4年4月の学校再編が適当であると考え。ただし、現下田中学校1・2年生の保護者と本人が望むなら、全学年一斉の再編を強行するものではない。その際には、決して望ましい教育環境とは言えないが、今の中学1年生が卒業するまでの間だけ(令和5年度末まで)下田中学校を存続し、その際には下田中学校を下田小学校におろす(移動する)。」とした。」としている。

そして、「市長の最終判断は、それまでの教育委員会として令和4年4月に再編するという判断に、在校生に対する経過措置を加える特例措置であったため、7月26日の臨時教育委員会において、改めて教育委員会としての判断を確認したものである。」と主張し、「この日の教育委員会では、基本的には令和4年4月の再編を

目指すものとし、現下田中学校1・2年生が下田中学校での卒業を望むなど、どうしてもやむを得ない場合は、当該者が卒業するまでの間、決していい環境とは言えないが、下田小学校に中学校を移設したうえで存続する。しかし、小規模化の進展が見込まれる令和6年度以降の存続は行わないということを決めた」とあり、「令和3年7月に臨時教育委員会を開催し、最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定したことが、大学誘致事業のためのもであった」という指摘は当たらない。」と主張している。

ここで、令和3年7月26日に開催された臨時教育委員会を検証する。このときの会議録によれば、教育委員からは、

- ・市長判断と教育委員会の再編計画については、考え方が同じ部分と相違する部分がそれぞれありますが、市長判断は保護者や中学生の意見も聞いて歩み寄り、総合的に検討して判断した結果出されたものだと思います。
- ・子どもたちの教育環境については、市長も存続した場合の教育環境について触れていますが、令和4年4月に再編計画案のとおり再編しない限り、教育環境は今より悪くなりますので、存続した後、こういう環境は望んでいなかったと後悔しないか心配です。再編をするのであれば、みんなで一斉に再編することが良いのではないのでしょうか。
- ・委員会としては、より良い教育環境の中で、次の時代に求められる教育ができるよう取り組んできました。下田中学校の一部学年を期限付きで存続させることは、今の下田中学校よりもさらに教育環境を悪くしていく形にならないかと心配します。この市長案はもしかすると教育委員会の今まで進めてきた基本的な考え方と異なる部分もあるのではないのでしょうか。再編に反対する方だけを考えるとこういう折衷案も出てくるのでしょうかけれども、それは親の意見であって、子どもたち全体を見渡してどういう学習環境が必要か考えた時にどうなのか。ただでさえ少なくなって再編が必要となっている中学校の、さらに一部のみ存続させるとなると、さまざまな支障が生じるのではないのでしょうか。市長案は市長案として出されたのですけれども、教育委員会としてはこれまでの考え方に基づきその点を説明していく必要があるのではないのでしょうか。
- ・全校区一斉の再編ではないという方針になったのはいつからですか。
- ・その時点で、合意が得られない場合は令和4年を過ぎても理解を求めていく、としている。合意の捉え方や再編実施時期を最小限延ばすことは問題無いとしても、悪い教育環境を作るとなると、矛盾も生じるのではないか。

等の発言がされている。これらの発言から、教育委員としては令和4年4月の全校区一斉の再編が本来望ましいとの考えが見受けられ、最長2年間下田中学校を存続させるという市長案に対して教育環境が悪くなることを懸念していることがうかがえる。これに対し、教育委員会事務局は、

- ・市長案は、教育環境が悪くなることも承知の上で、保護者や本人が下田中学校

に残るのを望むのであれば、という前提を置いています。

- ・環境が悪くなることも説明したうえでそれでも望むなら、学校を残してあげなければならないのではないかという思いがあるとしています。ただし、その後続く学年は非常に小規模化することが見込まれているため、生徒推計的に見ても存続は令和5年度までとしたということです。合意を得ての再編と、教育環境の悪化を避けるという部分の両立は、難しい部分があるのかもしれませんが、我々が目指す、子どもたちにとってより良い教育環境と、現在下田中学校に通う子どもたちの思いを両立するため、市長が今回の判断を下したという面もあるようです。

と発言している。この後にも委員の意見や質問が出た後で教育長が、

- ・市長案にあまり賛意が得られないようなら、再編計画どおり令和4年4月に再編するという選択肢はないか確認したところ、下田中学校の子どもたちの作文も読み、これまでの経過も踏まえると、他の案は無いという強い思いを述べられました。市長は実際に会の中でも、市長案を実施すると明言しておりましたので、教育委員会としてもこれで動くほかはないと考えております。

と発言している。

このことから、「市長の最終判断は、それまでの教育委員会として令和4年4月に再編するという判断に、在校生に対する経過措置を加える特例措置であったため、7月26日の臨時教育委員会において、改めて教育委員会としての判断を確認したものである」とする監査対象部局の主張に齟齬はなく、新学部認可申請に必要な為「最長で2年間、下田中学校を小学校に移転することを決定した」とする請求代表者の主張はあたらない。

(8) 「大学新学部認可の見込み確認を行わず、教育長が管理すべき行政財産である下田中学校の用途廃止行為を行ったものであり、教育長は善良な管理者としての注意義務を果たしていない」 ことについて

請求要旨の内容確認に対する回答の中で、「教育長及び教育委員会事務局職員が、下田中学校を大学誘致に使用する構想を確認した会合に参加していたことが「大学誘致に係る経過（概要）」により判明」し、その中に次のようなことが記されているとした。

- ・R1. 9. 30 教育委員会との意見交換
- ・R1. 10. 15 大学側の意向を教育委員会に伝える。
- ・R2. 1. 15 大学側が有岡での大学開設の意向がない考えを踏まえ今後の方向について協議。教育委員会のアンケート結果を待たずに地元下田地区に構想案を説明する方向で議会にも事前に伝えたいと進めることを確認
- ・R2. 2. 5 大学誘致構想を教育委員に説明

・R2.3.17 下田小保護者に対し大学誘致構想の説明（教育委員会は保護者アンケートの説明）

また、「その後、教育委員会事務局は、令和5年4月開学を目指した大学誘致を前提に、保護者との学校再編協議を進めていっている。」とし、「教育委員会制度では、教育委員会は首長から独立した教育行政を担当する機関であるとしている。そのことから、教育委員会教育長が、大学誘致か学校再編かの二律背反する命題を平行して進め、教育委員会が管理する下田中学校の用途廃止行為を行ったことは、善良な管理者としての注意義務を果たしていないと言える。」と主張している。

これに対し、監査対象部局は弁明の中で、「大学誘致を進める企画広報課においても、令和2年1月に初めて大学誘致の構想に関する話を下田地区の区長にさせてもらった時から、それまで学校再編計画（第2次）に基づいて地区や保護者と協議を重ねてきた「学校再編」とは別々のものであることを伝えている。」「教育委員会は最初から一貫して、子どもたちの教育環境のあり方を踏まえた「学校再編」と、結果的に同時進行となってしまった「大学誘致政策」とは、切り離して考えるべきものとの考えで取り組んで来た。」と主張し、「令和3年7月の時点では、大学誘致は市長部局において大学誘致推進室を構え、着実に事業が進められている状況であり、学校再編を進める教育委員会が大学新学部認可の見込み確認を行う必要性はないと考える。」としている。また、「令和3年7月26日の臨時教育委員会での教育長の発言は、「教育委員会の首長からの独立性とレイマンコントロールを損なう行為」という指摘もあるが、教育長の発言は各教育委員がそれぞれ中学校を小学校の校舎に移して2年間残すという案について意見を述べた後、ほぼ集約ができた時点において、教育長が自らの意見の根拠を述べた発言であり、その後重ねて教育委員が自由意思による発言を行えているという経緯からも、教育委員会の意思決定に影響を与えたとは考えておらず、教育委員会の首長からの独立性を損なうものではない」と主張している。

大学誘致は市長部局が推進してきた事業であり、教育委員会が大学新学部認可の見込み確認を行わなかったという指摘は、そもそも教育委員会の業務の範疇でないためあたらない。学校再編は教育委員会の権限であり、子供たちにとって望ましい教育環境という観点から、教育委員会は平成31年3月に策定した四万十市立小・中学校再編計画（第2次）に基づいて、令和4年4月に市内中学校を3校にする計画で再編を進めてきたという事実があり、下田中学校についてもあくまでその過程の中で再編を進めてきたもので、大学誘致計画によって再編が進められたものではない。子供たちの教育環境にとって、下田中学校は令和4年4月の再編が最も望ましいという教育委員会としての共通認識があり、アンケート調査で保護者の中でも一定の理解が進んできたと捉え、その結果を踏まえ保護者に意見のとりまとめを依頼するという行為も通常のものである。保護者会は協議の結果、意見の取りまとめができないとして、市長にその判断を委ねたことから、市長は「子供たち

の教育環境のためには令和4年4月の再編が望ましいが、在校生とその保護者が望むなら、決して望ましい教育環境とはいえないが、下田中学校を下田小学校に降ろしたうえで令和5年度まで存続させる。」という判断を下した。それは大学誘致を推進するという市長部局の立場と、よりよい教育環境を重視する教育委員会の立場と、下田中学校に通いたいという生徒及び保護者の立場にそれぞれに配慮したものであるといえるが、教育委員会としては、当然全学年一斉の再編が望ましいところ、市長のそれぞれに配慮した決断を尊重することとしたことは当時の状況を踏まればやむを得ないものであったと考えられ、このような過程を経て、新たな用途が決定した下田中学校を用途廃止した教育長に善良な管理者としての注意義務が果たされていないという指摘はあたらない。

3 総括

本事務監査請求に対する監査結果は以上のとおりであり、一連の事務執行に違法又は不当な点は認められず、執行機関による権限の逸脱や濫用はなかったと判断する。

しかしながら、本事務監査請求における有効署名数は1,593人で、法定必要署名数545人の3倍に近い署名があったことは真摯に受け止めなければならない。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものであり、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

行政運営が住民の意思から乖離し、恣意的・独断的に行われ、住民の福祉に反する結果とならないよう常に検証を行い、努力を怠らないことを今後の事務執行においても望むものである。